



# 佐賀県公報

平成17年  
1月1日  
(土曜日)  
号 外

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

## 目次

### 規則

◎公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に

関する規則の一部を改正する規則

(一・市町村課) 一

### 告示

○字の名称の変更

(一・市町村課) 一

○白石町における公平事務の受託

(二・ ) 四

## 公布された規則のあらまし

○公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則

の一部を改正する規則(規則第一号)

- 1 白石町の公平委員会の事務の受託に伴う佐賀県知事の権限に属する事務を、佐賀県人事委員会に委任することとした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

## ○規則

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年一月一日

佐賀県知事 古川 康

### ◎佐賀県規則第一号

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和三十四年佐賀県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第三十一号までを削り、第三十二号を第二十七号とし、第三十三号及び第三十四号を削り、第三十五号を第二十八号とし、第三十六号から第四十号までを七号ずつ繰り上げ、第四十一号から第四十三号までを削り、第四十四号を第三十四号とし、第四十五号から第五十七号までを十号ずつ繰り上げ、第五十八号を削り、第五十九号を第四十八号とし、第六十号から第六十八号までを十一号ずつ繰り上げ、第六十九号を削り、第七十号を第五十八号とし、第七十一号を第五十九号とし、第七十二号を第六十号とし、第七十三号を削り、第七十四号を第六十一号とし、第七十五号を第六十二号とし、第七十六号を削り、第七十七号を第六十三号とし、第七十八号を第六十四号とし、第七十九号を第六十五号とし、第八十号を削り、第八十一号を第六十六号とし、第八十二号から第八十五号までを十五号ずつ繰り上げ、本則に次の一号を加える。

七十一 白石町と佐賀県との間の公平委員会の事務の委任に関する規約(平成十七年佐賀県告示第二号)第三条第二項、第五条及び第六条に定める事務

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## ○告示

### ◎佐賀県告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、唐津市の区域内の字の名称を次のとおり変更する旨、唐津市長職務執行者から届出があった。

平成十七年一月一日

佐賀県知事 古川 康

変更後の字の名称	変更前の字の名称
浜玉町浜崎	大字浜崎
浜玉町横田下	大字横田下
浜玉町横田上	大字横田上
浜玉町東山田	大字東山田
浜玉町山瀬	大字山瀬
浜玉町大江	大字大江
浜玉町測上	大字測上
浜玉町谷口	大字谷口
浜玉町岡口	大字岡口
浜玉町五反田	大字五反田
浜玉町南山	大字南山
浜玉町平原	大字平原
浜玉町鳥巢	大字鳥巢
厳木町天川	大字天川
厳木町星領	大字星領
厳木町広川	大字広川
厳木町鳥越	大字鳥越
厳木町平之	大字平之
厳木町浦川内	大字浦川内
厳木町広瀬	大字広瀬
厳木町中島	大字中島
厳木町牧瀬	大字牧瀬
厳木町瀬戸木場	大字瀬戸木場
厳木町厳木	大字厳木
厳木町浪瀬	大字浪瀬
厳木町岩屋	大字岩屋
厳木町本山	大字本山
相知町相知	大字相知
相知町鷹取	大字鷹取
相知町長部田	大字長部田
相知町町切	大字町切
相知町楠	大字楠
相知町田頭	大字田頭
相知町湯屋	大字湯屋
相知町横枕	大字横枕
相知町千束	大字千束
相知町中山	大字中山
相知町山崎	大字山崎
相知町久保	大字久保
相知町牟田部	大字牟田部
相知町佐里	大字佐里
相知町平山上	大字平山上

肥前町鶴牧 ひぜんまちつらまき	大字鶴牧	肥前町納所 ひぜんまちのりま	大字納所	肥前町向島 ひぜんまちむくしま	大字向島	肥前町星賀 ひぜんまちほしか	大字星賀	肥前町犬頭 ひぜんまちいぬがしら	大字犬頭	肥前町入野 ひぜんまちいりの	大字入野	北波多成洲 きたはたなるぢ	大字成洲	北波多上平野 きたはたかみひらの	大字上平野	北波多下平野 きたはたしもひらの	大字下平野	北波多山彦 きたはたやまひこ	大字山彦	北波多竹有 きたはたたけあり	大字竹有	北波多田中 きたはたたなか	大字田中	北波多行合野 きたはたゆきあいの	大字行合野	北波多志気 きたはたしげ	大字志気	北波多稗田 きたはたひえだ	大字稗田	北波多岸山 きたはたせしやま	大字岸山	北波多大杉 きたはたおおすぎ	大字大杉	北波多徳須恵 きたはたとくすえ	大字徳須恵	相知町大野 おうちちやうおの	大字大野	相知町黒岩 おうちちやうくろいわ	大字黒岩	相知町伊岐佐 おうちちやういきさ	大字伊岐佐	相知町平山下 おうちちやうひらやましも	大字平山下
鎮西町馬渡島 ちんせいまちまだらしま	大字馬渡島	鎮西町松島 ちんせいまちまつしま	大字松島	鎮西町加唐島 ちんせいまちかからしま	大字加唐島	鎮西町波戸 ちんせいまちなべ	大字波戸	鎮西町串 ちんせいまちくし	大字串	鎮西町名護屋 ちんせいまちなごや	大字名護屋	鎮西町野元 ちんせいまちののもと	大字野元	肥前町仁田野尾 ひぜんまちにたのお	大字仁田野尾	肥前町万賀里川 ひぜんまちまがりがわ	大字万賀里川	肥前町瓜ヶ坂 ひぜんまちうりがさか	大字瓜ヶ坂	肥前町満越 ひぜんまちみつこし	大字満越	肥前町大浦 ひぜんまちおほのうら	大字大浦	肥前町中浦 ひぜんまちなかうら	大字中浦	肥前町杉野浦 ひぜんまちすぎのうら	大字杉野浦	肥前町湯野浦 ひぜんまちゆのうら	大字湯野浦	肥前町赤坂 ひぜんまちあかさか	大字赤坂	肥前町切木 ひぜんまちきりこ	大字切木	肥前町田野 ひぜんまちたの	大字田野	肥前町上ヶ倉 ひぜんまちあげくら	大字上ヶ倉	肥前町新木場 ひぜんまちにいこば	大字新木場	肥前町寺浦 ひぜんまちてらうら	大字寺浦	肥前町梅崎 ひぜんまちうめざき	大字梅崎

鎮西町打上	大字打上
鎮西町横竹	大字横竹
鎮西町石室	大字石室
鎮西町加倉	大字加倉
鎮西町高野	大字高野
鎮西町岩野	大字岩野
鎮西町八床	大字八床
鎮西町菖蒲	大字菖蒲
鎮西町早田	大字早田
鎮西町塩鶴	大字塩鶴
鎮西町赤木	大字赤木
鎮西町中野	大字中野
鎮西町丸田	大字丸田
呼子町呼子	大字呼子
呼子町殿ノ浦	大字殿ノ浦
呼子町小友	大字小友
呼子町大友	大字大友
呼子町加部島	大字加部島
呼子町小川島	大字小川島

●佐賀県告示第二号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定によ

り、佐賀県は、一の町の公平委員会の事務を二の規約の定めるところにより受託する。

平成十七年一月一日

佐賀県知事 古川 康

一 白石町

二 白石町と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(関係地方公共団体及び委託事務の範囲)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、白石町は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を佐賀県に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第二条 佐賀県が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、佐賀県人事委員会の定める規則その他の規程(以下「規則等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費)

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は佐賀県が支弁し、その費用は白石町が負担するものとする。

2 前項の費用の負担の範囲及び方法は、佐賀県知事と白石町長が協議して定める。

(規則等の制定改廃)

第四条 佐賀県は、委託事務の管理及び執行について適用される規則等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該規則等を白石町に通知し、白石町は、この通知を受けたときは直ちに当該規則等を告示するものとする。

(連絡会議)

第五条 佐賀県知事は、委託事務の処理について連絡調整を図るため必要と認める場合は、その都度連絡会議を開くことができる。

(その他必要な事項)

**第六条** この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、佐賀県知事と白石町長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、公布の日から施行する。
- 2 白石町長は、この規約告示の際、あわせて委託事務に関する規則等が白石町に適用される旨及びこれらの規則等を告示するものとする。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年一月一日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)